

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年3月5日(金)午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 総合福祉会館 3階研修室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鶴山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について

議第6号 その他

1) 生産緑地に係る主たる従事者証明について

2) 使用貸借権の一部消滅について

3) 大和高田市農業委員会規程の一部改正について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、前田委員と4番、  
鶴山副会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名  
しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と  
致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の  
件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転のための移動でござ  
います。

番号1番、申請地、大字曾大根□□□番1(田) □□□□㎡、譲受人、大中南町、  
□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、  
規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2956㎡と下限面積  
は満たしております。場所は、調査順序表第2番目、国道24号線曾大根交差点より  
□に約150mのところでございます。

以上、議第1号につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致してお  
ります。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条  
第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用  
要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事から  
みて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率  
的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人  
も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事するこ  
とが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うと  
のことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないた  
め、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意  
見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1  
項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び賃貸借権の設定により、  
農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字野口□□□番1(田) □□□□㎡、同じく大字野口□□□

□番 (田) □□□㎡、同じく大字野口□□□番1 (田) □□□㎡、合計面積3503㎡です。借受人、香芝市、□□□□□□□□、貸渡人、香芝市、□□□、賃貸借権の設定により、太陽光発電設備設置への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、野口墓地より□□へ約150mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字西坊城□□番1 (田) □□□㎡、同じく大字西坊城□□番1 (田) □□□㎡、同じく大字西坊城□□番1 (田) □□□㎡、合計面積2842㎡です。譲受人、橿原市、□□□□□□□□□□□□□□、譲渡人、大字出、□□□、大字西坊城、□□□□、大字西坊城、□□□□、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅(11戸)を建築するための転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、県営坊城団地より□に約200mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号3番、申請地、大字西坊城□□番1 (田) □□□㎡、同じく大字西坊城□□番1 (田) □□□㎡、同じく大字西坊城□□番1 (田) □□□㎡、合計面積2664㎡です。譲受人、橿原市、□□□□□□□□□□□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□□、大字西坊城、□□□□、大字西坊城、□□□□、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅(11戸)を建築するための転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、県営坊城団地より□に約150mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号4番、申請地、大字根成柿□□□番1 (田) □□□㎡、同じく大字根成柿□□□番1 (田) □□□㎡、合計面積2154㎡です。譲受人、根成柿、□□□□、譲渡人、大字根成柿、□□□□、御所市、□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場、露天資材置場、進入路及び調整池にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第6番目、根成柿墓地の□向かいのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号5番、申請地、大字曾大根□□□番2 (田) □□□㎡、譲受人、大中南町、□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、国道24号線曾大根交差点より□に約150mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第2号につきましては、5件の申請でございます。

議 長 　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、□□□□□□□□さんの転用の申請ですが、現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側に宅地、南側は農地及び宅地、西側は道路、東側は農地です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や野口水利組合からも同意を得ています。雨水は、自然浸透で西側と北側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。

番号2番、大字西坊城の□□□□□□□□□□□□□□さんの一戸建専用住宅への転用の申請であります。申請地の現況は、稲刈り後の状態にあります。



上の道路に面し、周辺に教育・医療施設があり、第3種農地に該当致します。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約5ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

4番、根成柿の農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

5番、曾大根の農地区分につきましては、J R大和新庄駅から約700m内に位置し、第2種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号、農地法第5条規定による申請の件についてについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、土庫2丁目□□□番（田）□□□㎡、借受人、土庫二丁目、□□□相続人代表 □□□□、貸出人、幸町、□□□□、解約理由は、高齢により耕作できないためでございます。以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議 長

なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。  
続いて、議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案書3ページをお願いします。議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、東雲町、□□□□、設定する者、大字松塚、□□□□、設定する農地、大字松塚□□番(田)□□□□㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、□□□□、設定する者、大字池田、□□□□、設定する農地、大字池田□□番1(田)□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、大字田井、□□□□、設定する者、大字田井、□□□□、設定する農地、大字勝目□□番(田)□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、神楽1丁目、□□□□、設定する者、大淀町、□□□□、設定する農地、大字神楽□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日より令和9年3月31日までの6年間でございます。

整理番号5番、設定を受ける者、神楽1丁目、□□□□、設定する者、長崎県西彼杵郡長与町、□□□、設定する農地、大字神楽□□番(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日より令和9年3月31日までの6年間でございます。

整理番号6番、設定を受ける者、大字松塚、□□□□、設定する者、奈良市、□□□□、設定する農地、大字松塚□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

整理番号7番、設定を受ける者、大字田井、□□□□、設定する者、大字田井、□□□□、設定する農地、大字田井□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

整理番号8番、設定を受ける者、葛城市、□□□□、設定する者、大字市場、□□□□、□□□□、□□□□、設定する農地、大字岡崎□□番(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

整理番号9番、設定を受ける者、樞原市、なら担い手・農地サポートセンター、宇

陀市、□□□□、設定する者、神楽2丁目、□□□、設定する農地、大字神楽□□□番1、(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日より令和13年4月30日までの約10年間でございます。

整理番号10番、設定を受ける者、樫原市、なら担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□、設定する者、大字藤森、□□□、設定する農地、大字藤森□番、(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日より令和13年4月30日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長  ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。  
(なしの声あり)

議 長  なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。  
それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長  全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

事務局  次に議第5号を議題と致します。それでは、事務局より説明願います。  
議案書5ページをお願い致します。

議第5号、農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段の面積)の設定について説明を致します。

これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっています。

また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとされました。

これに基づきまして、令和3年度の下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり提案するものでございます。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積(別段の面積)20アールの変更は行わない。

理由、令和3年1月末現在の農家台帳システムに登載されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を超えているためでございます。以上でございます。

議 長 　ただ今、議第5号について事務局から説明ありましたが、この件につきましては農政部会でご審議をお願い致していますので、その結果を部会長より報告をお願い致します。

部会長 　それでは報告させていただきます。2月の委員会終了後に農政部会を開催し、来年度の下限面積について検討致しました。議案書5ページに載せておきますとおり、令和3年1月末現在の下限面積20アール未満の農家戸数が全体の40%を超えており昨年とあまりかわらない状態で、遊休農地も減少傾向ですので、現状どおり20アールのままでよいのではないかという検討結果となりました。以上、報告致します。

議 長 　ただ今、議第5号について部会長より報告のあったとおりですが、この件につきまして何かご質問などございましたら挙手でお願いします。

議 長 　他にご質問などがないようですので、採決致します。

　それでは、議第5号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、第3条第2項第5号による別段の面積は20アールとさせていただきます。

　次に議第6号、その他の1番を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議第6号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

　番号1番、買取り申出の農地、南今里町□□番（畑）□□□㎡、申出者 今里町、□□□□□、買取り申出事由の生じた者、□□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

　本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年2月25日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

　以上の審査の結果、□□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

議 長 　ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第6号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第6号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第6号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願



いします。

事務局

議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字神楽□□□番(田) □□□□㎡、借受人、宇陀市、□□□□、貸出人、橿原市、なら担い手・農地サポートセンター、作業困難のためでございます。以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ご意見ご質問等ないようですので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議第6号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

次に入ります。議第6号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

議第6号、その他の3番、大和高田市農業委員会規程の一部改正について説明致します。

お手元の資料2枚をご覧ください。本件は、長年使用しておりました会長公印を新しい物に変更するため、規程の一部改正を行うものです。

ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議長

ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第6号、その他の3番について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議第5号、その他の3番については、事務局処理に決定致します。

事務局

議第6号、その他4番、専決処分の報告について、報告1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和3年1月26日から令和3年2月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字有井□□番1(田) □□□□㎡、大字有井□□番1、(田) □□□□㎡、譲受人、香芝市、□□ □、譲渡人、大字有井、□□□□□、大字有井、□□□□□、売買による所有権移転により一戸建専用住宅及び露天資材置場への転用届出であります。令和3年2月24日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長

ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 報告第1号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

これで3月委員会を終わります。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 前 田 全 計

署名委員 鵜 山 久 雄